

[平成22年 9月 定例会-10月06日-05号]

- 不登校に対する教育委員会の取り組みについて
- 電磁波対策について

◆8番（山下いづみ 議員） 私は、さきに通告してあります不登校に対する教育委員会の取り組みについてと電磁波対策についての2点について質問いたします。

まず初めに、不登校に対する教育委員会の取り組みについてお聞きします。

文部科学省の発表によると、現在不登校の子どもは17万人余りと近年高い水準が続いています。小中学校、高校とも多い状態が続いています。富士市においては、第四次総合計画で目標とした不登校生徒、小学生24名を20名に、中学生133名を105名に減らすことは厳しい状態で、反対に2倍の数に増加しているのが現状であります。これは平成21年6月現在の数字です。先日、担当課とヒアリングをした際、平成22年8月現在で小学生24名、中学生112名となっているそうです。

不登校問題については、他の自治体においても解決に向けて数々の取り組みを展開しています。富士市で不登校について悩みを抱えている家族の方々の声を聞いてみますと、不登校の対応方法をしっかりと見直し、よりよい方法をもって取り組む必要があると思えます。そして、それには特に教育委員会での役割は大きいと考えます。そこで、以下質問いたします。

1番目、学校の取り組みへの支援について、(ロ)別室登校のための教室整備と人員の配置、(ハ)訪問型支援の充実、(ニ)各学校で活用できる個別指導記録のモデル案の作成。2番目に、中学校卒業後の対応について、(ロ)現在の対応は、(ハ)富士市立高校にコース設置を。3番目、市長部局、関係機関、民間とのネットワークの整備についてお聞きします。

次に、電磁波対策についてお聞きします。

今日、電波利用の拡大に伴い、日常的に電波を利用する機会がふえています。電磁波は高圧送電線だけでなく、日常使用している電子機器や家電製品などからも出ています。電磁波には低周波、マイクロ波、高周波、超低周波など幾つか種類がありますが、その中で最も気をつけたほうがよいと言われているものが超低周波であります。世界保健機構、WHOは、超低周波電磁波は人に対して発がん性があるかもしれないと報告しています。また、小児白血病との関連が否定できないとして、各国に対策法の整備など予防的な措置をとることを求める国際基準を出しています。そして、欧米では電磁波に対して関心が高く、予防的原則として、超低周波に関して規制措置もとられています。例えば、スウェーデンでは居住地域から1キロメートル以上離して高圧送電線を立てるよう規制されています。イギリス文部省は、16歳以下の児童は緊急時を除いて携帯電話の使用を控えるように通達を出しています。

日本では、総務省が国民が安心して安全に電波を利用できる社会を構築することを目的とした生体電磁環境に関する検討会が開催されている段階であります。研究内容では小児・若年期における携帯電話端末使用と健康に関する疫学調査、免疫システムの機能とその発達における電磁環境の影響に関する研究など5つの課題も含まれています。電磁波ストレスの症状としては目の症状、かすむ、疲れる、乾く、かゆい、ちかちかするなど、身体症状、頭痛、肩凝り、顔がかゆい、腰痛、動悸、息切れ、花粉症、アレルギーなど、神経症状、疲れやすい、不安感、無気力、怒りっぽい、眠れないなどが挙げられます。今後、

電波利用はより拡大していくことは推測されます。電磁波の環境リスクを知り、生活をしながら上手に利用していくことが大切であると考えます。

そこで、富士市において電磁波についての情報を収集し、予防の観点から電磁波の環境リスク、予防策について冊子などにまとめ、市民へ周知してはいかがでしょうか。

以上の2点についてお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（小長井義正 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 山下議員のご質問にお答えいたします。

1点目の不登校に対する教育委員会の取り組みについてのご質問には、後ほど教育長からお答えいたしますので、ご了承願います。

初めに、電磁波対策についてであります。電磁波は携帯電話やパソコン、家電製品など私たちの身近なところで発生し、日ごろ私たちはその存在を意識することなく、これらの機器を使って生活しております。身の回りの機器から発生する電磁波は、周波数が3テラヘルツ以下のもので電波と呼ばれ、電波法で規定されております。電波の生物への影響については、長年にわたりさまざまな研究がされており、非常に強い電波に暴露されると刺激作用による血流の変化や熱作用による体温上昇などが起こると言われております。

総務省の見解では、私たちの日常生活において浴びる電波は非常に弱く、刺激作用や熱作用を及ぼすようなレベルではないとしております。電波利用の拡大に伴い、安全性を確保していく必要から、我が国では平成2年、電波防護指針を策定し、電波が人体に好ましくない影響を及ぼさないよう基準値を示すとともに、この指針に基づいた規制を導入しております。電波防護指針には十分な安全率が適用されており、その指針値は国際非電離放射線防護委員会が平成10年に作成したガイドラインと同等のものであります。

総務省では、電波による健康への影響について評価を行い、電波防護指針の根拠となる科学的データの信頼性の向上を図るため、平成9年度より10年間、生体電磁環境研究推進委員会を開催し研究を進めた結果、現時点では電波防護指針値を超えない強さの電波により、健康に悪影響を及ぼす確固たる証拠は認められないとする報告書を公表しております。報告書では、世界保健機構がなお究明すべき課題が多く残っているとの見解を示していることを受けて、引き続き安全評価に関する研究を進めていくことが重要であるとしております。世界保健機構では、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心にこたえるため、平成8年、我が国を含む世界60カ国が参加する国際電磁界プロジェクトを発足させており、現在も世界じゅうでさまざまな研究が進められているところであります。

現時点では、総務省において安全性について一定の評価が報告されてはおりますが、世界保健機構を中心とした国際協調の中で安全性の研究に取り組んでおりますので、本市といたしましては、電磁波の環境リスクについての冊子を配布する時期ではないと考えております。今後も引き続き、現在進められている研究内容や国の動向を注視しながら、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

〔教育長 平岡彦三君 登壇〕

◎教育長（平岡彦三 君） 続きまして、不登校に対する教育委員会の取り組みについてお答えします。

初めに、別室登校のための教室整備と人員の配置についてです。登校することはできる

が、教室に入れないう児童生徒に対しては、緊急の対応として授業に使用されていない教室等を用意している学校もあります。ここは心を落ちつかせて、学級への復帰を目指すための一時的な場となっております。また、保健室等を活用する場合がありますが、保健室本来の役割を考慮しながら柔軟に受け入れております。さらに、他人との接触が難しいような場合には、教室内につい立てを設けるなど、臨機応変な対応を行っております。

次に、人員の配置についてです。現在、市では、不登校や問題行動等の対応のために生徒指導支援員2名、生徒指導サポート員14名を小中学校に配置していますが、教員でなければ児童生徒に対しての直接的な指導をすることができません。そこで、サポート員等は児童生徒の相談に乗ったり、学習の支援を行ったりしております。学習等の対応につきましては、教員が授業のない時間帯を利用して対応していますが、教員も授業を持っていますので十分に時間をつくるのが難しい状況にあります。

続いて、訪問型支援の充実についてです。学校に登校できない状況にある場合は、学校、学級の一員として関係の糸を切らないように、児童生徒やその保護者ともかかわりを持ち続けることが大切です。そのために、学校は手紙や電話、家庭訪問等を通して、児童生徒の状況や保護者が求める支援を把握するように努めております。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携して支援を続けています。

議員ご指摘の大学生のボランティア等による学習支援に関しましては、各家庭への訪問支援となりますと、近い世代同士であるがための問題も生じることが懸念されます。そこで、ふれあい協力員制度を活用した校内における学習支援を考えていきたいと思っております。

次に、各学校で活用できるよう個別指導記録のモデル案の作成についてです。議員の言われております個別指導記録につきましては、各校の実情に応じた形式で個票として作成され、日常生活や生徒指導上、進級時の申し送り等に活用されています。今後、それらを個別指導記録として充実させていきたいと思っております。

続きまして、2点目の中学校卒業後の対応についてです。中学校在籍中の不登校等の生徒につきましては、本人、保護者、担任等で本人の適性や将来への希望を考えながら、進路指導を計画的に進めています。進学を希望する場合には、不登校であったことを加味した上で受験が可能な高等学校等を紹介しています。また、進学後、諸事情により退学等をし相談に来た場合は、当時の担任や関係の教職員等が本人の希望を考慮しながら可能な限りの支援を行っています。

次に、富士市立高校にコース設定をについてです。教育委員会は、魅力ある市立高校を目指して平成17年度から学校改革をスタートさせ、新高校の基本理念として、コミュニティハイスクール、ドリカムハイスクール、探究ハイスクールという3つのコンセプトを掲げて、富士市立高等学校を平成23年4月に開校することとなりました。10年後には、高校教育界のリーダーとなるべく、新高校は学校の将来像を明確にして動き始めたところです。そうした状況の中で、新高校に不登校生徒の受け入れコースを設置したらどうかという要望ですが、これを実現するためには、学校の基本方針はもとより、これまで詳細に詰めてきた入試制度や校内のさまざまな体制などを大きく変更する必要があります。

その一方で、現在、県内の不登校生徒の受け入れ状況を見てみますと、県教育委員会では静岡中央高校の通信制を中心に、東部キャンパスを県立三島長陵高校に、西部キャンパスを県立新居高校に設置して、全県的な規模で不登校生徒の受け入れ体制を整えております。また、長期欠席生徒を対象にした入試制度につきましても、県立土肥高校、県立金谷高校、県立春野高校の3校で実施しております。こうした中で、富士地区の不登校生徒は、

主に三島長陵高校に通学しているケースが多いのではないかと考えられます。このように、不登校生徒につきましては、県教育委員会の取り組みとして既に体制が確立しておりますので、新高校をスタートさせようとしている今、教育委員会では夢の実現をはぐくむ新たな教育に全力を傾注していきたいと考えております。

続きまして、3点目の市長部局、関係機関、民間とのネットワークの整備についてです。青少年相談所では不登校等児童生徒対策連絡会を毎月開催しております。不登校等児童生徒対策連絡会は、吉原林間学園、学校教育課、子育て支援課などが集まり、各機関の特性を生かし、不登校児童生徒を支援するための協議を行っています。例を挙げますと、心理的要因が不登校の原因となっている子どもに対し、吉原林間学園の外来相談や青少年相談所での臨床心理士との相談を紹介し、専門的な見地から保護者の不安を取り除く手助けをしています。

さらに、前に述べました関係機関に加え、市内の各小中学校の教員が不登校の事例を研究、検討する不登校等児童生徒事例対策連絡会を年2回設けております。加えて、年1回不登校に関する講演会も行っております。また、スクールカウンセラーとの情報交換会を年1回開催し、担当している児童生徒の状況について情報交換をしています。さらに、不登校等の悩みを抱える保護者に対して、保護者同士が悩みを共有し、自分だけではないという安心感を得たり、他者の事例を参考にし、相談員の助言を得る保護者教室を年4回開催しております。このほか、青少年対策機関連絡会におきましては、富士児童相談所、子育て支援課、学校教育課、青少年相談所、富士地区少年サポートセンターにより組織され、毎月、青少年問題についての情報交換、非行や不登校の防止対策等について協議、協力を行っています。一方、子育て支援課が主催し、毎月1回開催される要保護児童対策地域協議会にも参加しております。要保護児童対策地域協議会は、富士児童相談所、富士地区少年サポートセンター、静岡県富士健康福祉センター、障害福祉課、健康対策課が参加し、保護を必要とする児童生徒の情報を共有し、虐待や不登校等を早期に防ぐための個別のケースについて協議しています。

教育委員会では昨年度末、不登校やいじめ等の相談窓口を紹介するリーフレット「なやまないで！」を作成し、学校を通して市内全小中学校の児童生徒に配付しております。今後は市内のフリースクールや、不登校やいじめに対応しているNPO等の各種団体の情報についても収集し活用していきます。

以上でございます。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） それではまた、順番に質問させていただきます。

不登校に対する教育委員会の取り組みのまず1番目の学校の取り組みへの支援ですが、別室登校のためというところで、これは今、教室に入れないう子がいる学校すべてにそれぞれ対応の部屋をつくり、サポート員がいるということでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 小中学校、それから学校によって別室登校の場所の必要度が違います。学校によって、どうしてもこういう施設が欲しいというところについては私たちが相談を受けておりますので、その中で学校のレイアウト、それから学校の空き部屋、そのような使用可能な場所を考えながら設定しているという状態です。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） その要望というのは学校からということですよ。そのと

ころで、今、実際に教室にしっかりと行けないというのは、結局富士市で何名になるんでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 本年度の分については1年分がまとまっておりますが、昨年度、平成21年度のものにつきましては、小学校では1年生から6年生まで合計54名おります。その中で、保健室登校している者が3名あるということです。中学校では1年生から3年生まで257名。そのうち、保健室登校をしているのは38名であります。中学校の場合には約15%ぐらいが相談室登校というような形で勉強したり、かかわっていただいております。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） それぞれの子どもたちに対応をすることはすごく大切だと思うんですけども、こここのところで、学校の今の状態というのでも幾つか聞いたことがあるんですが、それぞれの校長がリーダーシップをとったり、教師の熱い希望を持ってとあるんですけども、その中でこういうものが欲しいというものをまとめてみますと、2つに分かれるんですね。カウンセラー的な人の配置。とにかく勉強より先に心のケアというところで子どもが心を開くような形にしてほしい。もう1つは、やっと思行けたんだから、おくれをとっている勉強を見てほしい。この2つに分かれるんですね。そうしますと、今の支援員、サポート員、たまに教師が間を持って見てくれる。こういう状態では、その細かいところまでのサポートがなかなか難しいのではないかと思います。そこはどうでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） カウンセラーにつきましては、中学校にはスクールカウンセラーがおりますので、その活用を図っていけばいいのではないかと思います。それから、人的な配置につきましては、学級が開設されたり、それが学級として認められていけば人的な配置も県から来る、また、市からもということがありますが、今、生徒指導を支援する支援員、サポート員の方々にお手伝いしていただきながら、それを教職員が支えているというような形で実施をしております。

青少年相談所にもステップスクール・ふじがありまして、そこにも学校に行けないけれども通級をしている。ステップスクール・ふじでも、各学校へ実態を調べるために学校訪問をしております。それで、不登校の子どもがこの中学校には何人ぐらいいる、また、ステップスクール・ふじに通っている子どもは今、こんな状況ですよというような個々の情報についてやりとりしながら、お互いにそれではこの子は今度ステップスクール・ふじのほうに来てみたらどうでしょうかというような形で学校と連携をしながら、その子にワンランクステップアップできるような対応を市としても考えていこうと思っております。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） 今、ステップスクール・ふじの話が出ましたけれども、実際にステップスクール・ふじに行って、また、次の日も継続して来ている子どものパーセンテージとかはわかりますか。それとも、1回行ってやっぱり行きたくないというような形とか、大まかでいいんですけども、その割合はわかりますか。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 私の手持ちは、人数ではなくて延べ件数という形で出ています。ですので、ステップスクール・ふじに何回通ったか、人数の通った回数が累加されて

おりますので、そこら辺は不案内ですが、21年度には相談をしに来た中学生が2239人ということでありました。そういうことで、今、手持ちの資料は議員にお届けをしようと思いますが、この指導を受けて学校復帰ができるという子どもたちもふえております。また、高校への進学も可能になった子どもたちもおりますので、学校とうまくつないで機能できるような組織にしていければと思っております。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） 今、延べ人数だけなので、結局1人1人にどういうふうに対応できているのかというところを知りたかったんですけども、またその人数がわかったら後で教えてください。

そして、別室登校の件に戻るんですが、こここのところでサポート員に頑張ってもらっていて、先生も補助的にとありますが、こういう不登校の問題で、もちろん富士市もしていますが、いろんな自治体でいろんな工夫をしていますよね。そのところで、例えば福岡市のほうでは、市が特別に不登校専任の教員を配置して、そして学校へ不登校の数を大きく減らすというのがあるんですね。そうしますと、例えば今、富士市のところでこういう心のケアをしてほしい、勉強を見てほしい。もしこのような2つの大きな意見があるところに、富士市として、では、不登校専任の教員を採用してスタートしてみるということも一つの手だと思うんですね。そういうことは、今すぐというよりも今後考えていけるのかということをお聞きします。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 不登校専任の職員配置については富士市はやっておりませんが、特に中学校の生徒指導上、やはり中学校の指導を支援する人間が必要であるということで、まず平成20年度に2名をお願いして、それから順次、年次計画をお認めいただきながら、将来に向かってなるべく早く中学校には支援できるような体制をまずつくっていきたい。それを学校で有効に使っていただくという形で活用しております。ですので、不登校という銘を打った配置はなされておりましたが、まだ十分ではないかもわかりませんが、対応できる教員は配置をしているし、これから何とか中学校には拡大をしていきたいと考えております。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） 学校に行けそうで行けない、ちょっと行ったけれども、また帰る。このような状態の子どもたちは数としたら多いですよ。そうしますと、今一つの例として、そういう対応の教員がいると勉強を教えてください、相談にも乗って、家にも電話をかけてというようなことが1人1人の生徒にできてくるということですので、またこここのところはできるぞという形でぜひ考えていってもらいたいと思います。

次に、訪問型支援の充実ですが、先生たちが不登校になっている子どもたちの家に行ったり、いろいろ電話したりとやっているということですが、例えば保護者とかお子さんの話になってくると、お兄さん、お姉さんの人がぼっと入るだけで、大人には心を開けなかったけれども開き、この子が思っていることがわかったというような事例というのは幾つかあるんです。実際に、富士市でも一生懸命そういうことをどうにかしたいという家族が、お兄さん的な存在の人に来てもらったときに、ここ数カ月全然見ていなかった子どもの笑顔をやっと見ることができたというようなことがあるそうです。

そういうことをぱっと見ますと、たくさんの自治体が訪問相談員、例えば西尾市訪問相談員（チアフレンド）、これは大学生なんですけど、そういう子たちを取り入れて、子どもた

ちの遊び相手になったり話し相手になったり、勉強を訪問しながらやっていくということがあるそうです。これは10年前から始めていて、これからも絶対に続けていきたいということを書いていました。電話でのお話でしたが、その言葉をそのまま言ってしまうと、「先生、スクールカウンセラーが救うことができなかった子どもたちが救われた、心を開いた」、こういうような感想ですよね。これは、先生、スクールカウンセラーが悪いと言っているわけではなくて、こういう思春期の子どもたちにおじさん、おばさん以外にも、お兄さん、お姉さんのような存在がすごくいいんだよという一つの例だと思います。これはほかの自治体も名前を変えていろんなふうに大学生と一緒に協力してやっているということですが、そういうことは富士市としても考えられないのでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 家庭訪問に行き訪問相談するときには、私たちも大変神経を使っております。例えば、固有名詞でだれだれ君のところに行く。このときには、相談所のほうに訪問相談を受ける担当者がおりますが、直接行くよりも、まず学校に行って状況を聞きながら、学校がどうかかわっているのか。また、とりあえず学校から変えて、相談所のほうでかかわったほうがいいのか。その判断を協議して、一番ふさわしいという状況で、それでは今度は相談所のほうでかかわってくださいということになりますと、そこに2名の相談員がいます。1人は女性の若い方がおります。ですので、そういう方々に派遣していただいております。また、家庭に行っても会えないこともたくさんありますので、そういうような家庭の中に若い人たち、同世代の方々が入ったときに、よさも十分感じているが、それに伴う不安も私たちはしょっています。そんなことで必要度は感じておりますので、相談所の中に訪問相談ができるスタッフを必要度に依りて検討していかなければいけないというようには思っております。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） こういうデリケートな部分は十分にわかるんですが、ここに富士常葉大学がありますよね。このようなことをその先生にお話をしてみました。こういうようなことがあると。そこで今、先生の生徒、大学生がこういう子どもの遊び相手になったりとか、こういうことはどうなんでしょうかね。そうしたら、そういうことはこちらとしても協力ができると思うという言葉だったんですね。ということは、そこでは大学生といっても、そこにはちゃんとしっかりした大学の先生がいる、向こうは向こうでちゃんと責任を持っている。そして、こちらでも必要性も感じるけれども、なかなかデリケートな部分もあるしということもわかります。ですが、他の自治体では、こういうことをやって成功例というのがあるから、どんどんふえていっていると思うんです。富士常葉大学の先生もできるのではないかなという考えを持っていたら、まず教育委員会のほうの状態ですよね。あと、向こうは、では、どういうふうに見えるのかという根拠とかを一度会ってお話をしてみるというのもこれからできてくるんだ、やっぱりもう1回じっくりと考えようとか、そういう方向もしっかりとできていくと思いますので、そこでそういう話し合いを持つということをしてもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 先ほどの1回目の答弁の最後に述べさせていただきましたけれども、不登校についてはかかわっている方々がたくさんおられます。また、今、山下議員の言われたような活力というか、人材もあるかもわかりません。その活用については、これから検討していくというお答えをさせていただいたとおり、検討していきたいと思っ

ております。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） そういうことでお願いしたいと思います。

そして、次の個別指導記録というところで、これはちゃんと個票というものを使って、進路時に手渡してということをやって今後も充実させたいということで、もう少し充実できるのではないのかなということも思っているということですよ。こういう不登校でずっと子どもが学校に行ったり行かなかったりということで悩んでいる人は、長い人では小学校から中学校でもう何年もですよ。突然に行かなくなったという方は、一、二年だったりいろいろあると思うんです。そういう中で、それを充実させるためにあったほうがいいというものもあるんですが、実はそういう個票があっても、学年とか進学で変わるたびにまた一からすべて、なぜそうなる、どうなるというライフラインで全部説明をしてわかってもらうというプロセスがあるそうです。ということは、個票というものを実際持っていて、この子の前から今の状態というのがわかりづらいようなものになっていると思うんです。これを充実させると言っていましたけれども、これはどういうふうに充実させるのか。教育委員会で考えてやるのか、だれを入れて充実させようとしているんでしょうか。個票を充実させたいと先ほどおっしゃっていましたが、その充実させるためにどういうふうにしようとしているんですか。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 個票を通して今指導したことを次の学級に送ったりしております。教育委員会のほうでも、具体的にどのような形で個票をつくったらいいかのひな形も今つくってあります。そして、その中には昨年度は1年2組だった、ことしは2年3組だった。そのような中学校3年生までのクラスも書く欄も設けてありますので、小学校に入ってから、必要であれば中学校3年生まで活用できるような形になります。また、1から13項目までこのような内容について話をしたよ、それで裏のほうには、何月何日という項目で、どういう内容を話した、これを克明にまとめるような形にはなっております。これがまだ一つのスタイルとして出ていませんので、先ほど言ったのは個々の学校でやっているひな形を一番ふさわしいひな形にして、皆さん方に使っていただけるようなことをやっていくというのが先ほどの答えであります。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） そういうふうに今つくりかけているというところですので、多分こういうところにはいろんな保護者の意見とか、担任の先生の意見というのも反映されると、欲しかったところにその欄があるということになると思いますので、そういう声も聞いてつくっていただければと思います。

そして、次に2番目の中学校卒業後の対応というところで、現在の対応は進路のことを3者でやって、途中でやめて、相談に来たら乗るということをやっているということですが、まずここで2つ対応について改善をしていったらいいのかなということがあります。

まず初めに、3者の話し合いというのはとてもいいんですけれども、今、進路について悩んでいる、これは保護者だけでなく子どももなんですよ。学校に行かなくても次の自分の学校のことが気になるとか、そういう声も聞きます。そうしますと、今どのような状態になっているのかというと、実際にいろんな情報がないのでとにかく自分で探せる限り自分で探す。担任の先生より保護者、家族のほう知っている内容のことであるときもある。情報のとり方がわからなくて時間ばかりかかってしまうというようなことも聞

くんですね。そういうふうになってくると、結局、余り情報がなくて先が見えなくて不安になるということで、そうしたら、例えばそういう子たち、家族に、その学校の先生からではなくて、今、富士市で卒業したら、学校が終わったらこういうところがあるよという高校への全般的な進学リストですよ。そういうものを配布とか、作成してもらえたらすごくわかりやすいという声も聞くんですが、そういうリスト作成というのはどうでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 今、県立、それから市立の学校については、「公立高校を目指すあなたへ」という冊子があります。その冊子を見ると、どの学校がどのような学科やコースをつくって、どのような人数で募集をしているのか、また、受験に備えるべき内容の概略がわかります。やはり一番いいのは、子どもを一番よく知っている学校に相談をしていただいて、そこで解決する、または糸口をつかんでいただく。また、学校のほうでも教育委員会にも進路担当もいますので、相談いただければ県へ、またそのほかの機関へ相談することができますので、気軽にまず学校に尋ねて実態をわかっていただく。不明なところがありましたら、教育委員会にも「なやまないで！」がありますように、相談いただければ内容についてご相談申し上げることができると思います。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） 何事も人の顔を見て、直接会ってということはもちろんすごく大切なことだしいいことだと思いますが、現実問題、行ってもその先生によって情報量が違う、そして、たまたま横のネットワークでお話できた家族は、ああ、そういうところもあったのねということでキャッチできるけれども、横のネットワークすらできない人は、例えばたまたまその担任の先生が知っているのが30として、30の情報の中で、おたくのお子さんにはということいろいろな話ができますよね。たまたまほかの学校でこの先生が5つ知っていたとしたら、その5つの学校と、では、あなたのお子さんにはという話をするということと全然違ってきますよね。そうしたらリストを見て、では、うちの子はここにしますということではないと思うんです。いろいろな情報で、本当に可能性のあるものを一覧として見たいということなんですよね。

これは前、実際に学校教育課や青少年相談所においても同じような話をしたんですが、そのところが難しそうだったのですが、そこが私にはわからない状態にはなっているんですよ。ですので、ここで何回言っても同じことになりませんが、とにかく今学校に行かない、行けていないという子たちが進路としての道に、こういう高校、こういうのがあるよというわかりやすいものが一覧にできないかということをもう1度言って、またつくってほしいということをお願いしておきます。

そして、ここの卒業後の対応ですが、もう1つは、ここではしっかりと卒業時、もちろん卒業するときの対応と、途中で行かなかったり、行きたくなくなったら相談に来たら乗るというような状態ですよ。ここでもう一步富士市の支援の仕方として考えてほしいのが、中学校が終わって、学校に行かないでそのまま不登校になっている状態の子たちも結局いるということですよ。そういう子たちはそのままいいのかということになってくると思うんです。

ですので、例えば三条市では、従来の支援の問題点というところで、これまでの支援では、中学校を卒業すると極端に支援をされる機会が減り、就職、自立への道のりは険しいものでしたということも考慮して、中学校卒業後に就労を支援する授業を追加。とにかく、

義務教育が終わったからといって、ここで支援の道が細くなるということはないということをとっているんですね。富士市に置きかえても、中学校を卒業して義務教育が終わったら、もう富士の子はいいのかという問題でもなく、悩みは続いているわけです。ですので、教育委員会の中に、では今ここで学校教育課というのは義務教育の場所ですよ、ここはこうですよというもので、卒業後のそういう子たちの対応する場所がどこかわかりませんとか、実際に課がないとか、どうしようというふうになるんだったら、そのところを考えて、新たに教育委員会にしっかりと卒業後にもちゃんと対応ができる課をつくるとか、そのグループをつくるかということをしていくことが大切だと思うんですけども、その点は考えているのでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 今、そのための組織をつくることについては、まだ検討しておりません。ところが、相談するときはどうしたらいいのかが、やはり悩んでいるのではないかと思います。今、この「なやまないで！」もいろんな項目についてあります。私もこれを見て、そうだ、進路、進学についての相談窓口がないなということは感じております。ですので、そういうことについて悩みがあったら、ここにいうのをまずはっきりさせて、それからその後の検討というか、研究をしてみたいと考えます。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） ぜひここにいうところはわかりやすく早急にしてもらいたいと思います。

市長も日本一子育てのしやすいまちと掲げているぐらいですよ。子どもというのは、別に赤ちゃんから義務教育が終わるまでではなく、青年期も入るわけですから、その弱い部分が途切れないということも考えて早急にその点はやってもらいたい。例えば三条市の支援の仕方とか、実にわかりやすく書いてあるんですよ。ですので、他市のものも見て、ぜひ富士市に合うような形にしていてもらいたいと思います。

そして、次に入りますが、富士市立高校にコース設置をというところで、県にいろいろそろっていて、今現実のところではというところがあるんですけども、この話をしていくと、私は、富士市にたまたま市立のものがあるから、これはとてもいい機会だと思ったということ、あと、いろんな人の声を聞いた中で、結局、富士市の子が富士市のその場所にいないという現実ですよ。もしそこに富士市のものであればとても安心だし、富士市でこういうところもちゃんと対応してくれて本当にありがたいという気持ちになるということ。あと、例えば私立とか、実は不登校に対応するいろんなところがありますよね。そうすると、これは金額的なことになってしまいうんですが、いろんなところに対応があって、実は私立になってくると月に5万円がかかるとか、公立だと1万円とか。

そうすると、子どもがここに行きたいとか、いろんな内容とか、親も行かせたいということがあったとしても、金銭的なことを考えるとそこまで行けないという家族も出ているということになってくるんです。ですので、市立でやっているのと、とにかく市にあって安心感があるということとお金のこと、あと中学校からそのまま市内の高校にというかわりがあるっていいということ、あと市立ではスポーツにもどんどん力を入れていきますよね。いろんな意味で設備が整っていて、地域の人も取り入れて運動もできるというふうになってくると、うちにこもりがちな筋肉を動かさなければいけない子にとっては、すごくいいということ。ですので、例えば受け入れるところに新しい方法はあると思うんですね。サポート校とか、単位制にするとか、高等専修学校にするとか、その敷地内に新たに何か

それに対応する居場所的なものをつくるとか、いろんな方法があると思うんですが、そういうようなことは考えられないでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 富士市立高等学校も公立高校であります。すべて市の単独で決めることはできません。特に、学校教育法にも定められておりますように、公立の小学校、中学校、高等学校については、県の教育委員会の認可が必要になっております。そういうことから、平成23年4月に開校する市立高校も既に22年の3月、約1年前には認可をもらってあります。また、認可をもらうために約1年ぐらいかけてコースや教育課程というか、授業から単位とかそういうものを細かに決めて、初めて認可申請を出す。その認可を受けることによって、コースが設定できるということがあります。ですので、今回やります3学科による平成23年4月1日についても、21年の段階から細かな計画を立てて申請をして、認可を受けて初めて23年4月にスタートできる。そういうことですので、今回の場合には議員のほうからこういうような要望があったということで、お聞きをさせていただくことにとどめたいと思っております。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） これはぜひ聞いてもらいまして、文部科学省での不登校の対応で、教育委員会の役割、取り組みとしたら、こんなことというものの一つですよ。中学校卒業の課題として、例えば高校、中高一貫であるとか、単位制高校とかいろんなそういう特色も含めてということも書いてありますし、そういう手続のものも含めればすぐということではできませんけれども、これは長期的な目で見れば可能性は十分にあるし、あったらいいなと思っておりますので、そこを考えていただきたいと思っております。

そして、3番目の市長部局、関係機関、民間とのネットワークの整備というところで、先ほどお聞きしたときに、本当にたくさんものが出ていて、こちらでメモをとっていても書き切れないぐらいあるということがあります。そういう中でここで一番言いたいのは、いろんな関係部局、福祉部も含めて、あと関係機関、これは青少年相談所だけじゃなくて、フィランセであるとか児童相談所とか、あと民間のNPOとか団体というところで、実際にいろんなかかわりのあるところで、先ほどここに不登校とか家族がここに来ればすぐにわかるよということをつくりたいと言ったのと同じように、こういう入り組んだいろんな関係がある中で、では、結局、だれが調整役でコーディネートで責任を持ってやる場所なのかといったら、子どもの教育とかにかかわっている教育委員会というふうになってくると思うんですよ。そうしましたら、今いろんな協議会だとかこういうところにも出ていうところがありますけれども、そういう調整の場所としてこういう人たちにとっての中核の役というのは、今、教育委員会のところすべてを担ってやっているということですか。

○議長（小長井義正 議員） 教育長。

◎教育長（平岡彦三 君） 教育委員会として役割を果たさなければいけないことについては、こういう協議会、こういう研究機関をつくりなさい、協議をする場を持ちなさいということが言われておりますので、そういうことを中心に説明させていただいたのが先ほどのお答えであります。その中で、やはり私たちもそういう公立の決められた組織以外に、やはりいろいろなノウハウを持ったり、取り組んでいる方々もおられる。その点についての検討、それから洗い出しが不十分であったので、その辺について少しこれから進めていきます。そういうふうにお答えをさせていただきました。今からその点について努力をし

てまいります。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） そういうことですので、とにかく調整役。あと、民間ですね。これから情報を取り入れてということですが、これは積極的に、その情報を取り入れたらその人たちと対話するというのもすごく大切だということですので、そういうこともひっくるめましてこれからやっていくんだということですので、それができたら、またぜひどういうふうになったのか報告をしていただきたい。他市の自治体に行くと、例えば教育委員会に何々課というしっかりと課を設けて対応している。そういうふうに明確化ができればいいと思います。よろしくお願いします。

そして、電磁波対策のほうですが、注視していくというところで、思ったとおりの回答をいただきましたが、ここで電磁波過敏症とか、そういう言葉は聞いたことがありますか。

○議長（小長井義正 議員） 環境部長。

◎環境部長（早房慶悟 君） 耳にしたことはございます。聞いたことはございます。

○議長（小長井義正 議員） 8番山下議員。

◆8番（山下いづみ 議員） 耳にしたことがある程度ということですが、このところで今回取り上げたのは、日本ではまだ科学的な根拠がないというところになってくるんですが、ほかの国では予防原則として科学的根拠ではないけれども、ちゃんと規制をしているというところなんです。だから、日本で、富士市でこうしろというよりも、今、外国ではこういう規制をして、日本ではしていません、電磁波のこういうことでは、例えばこういう症状がありますよ。長く使うと、体に近いものは気をつけたほうがいいというわかりやすいものを、冊子と書きましたけれども、紙1枚程度でお知らせするというのもいいのではないかということなんです、いかがでしょうか。